

上下水道事業の現状と 料金改定について



伊豆市役所
上下水道課



1.上下水道事業の現状について

2.上下水道料金の改定について

3.今後のスケジュールについて

1. 上下水道事業の現状について

経営状況について①

上下水道事業は、地方公営企業法に基づき地方自治体が経営する企業として運営されています。公営企業は、**事業に必要な経費を経営に伴う収入（使用料）で賄う独立採算制が原則**となります。

独立採算制の原則

- 料金収入で事業運営の経費（施設の整備・維持管理費など）を全て賄う原則のことです。これは、地方公営企業法に定められた原則であり、税金に頼らず事業を自立・継続させるための経営方式です。

受益者負担の原則

- 利用者が、使用量に応じて料金を負担する考え方です。これにより、上下水道事業の費用が、そのサービスから利益を得る人々に公平に分担されます。

雨水公費・汚水私費の原則

（※下水道事業の場合）

- 雨水は自然現象に起因し、その排除による受益が広く及ぶため公費（税金）負担となります。
- 汚水は原因者や受益者が明らかであるため、私費（使用料）負担となります。

1. 上下水道事業の現状について

経営状況について②

しかし、伊豆市は上下水道ともに令和6年度の決算においては、料金収入による経費の回収率は100%を下回っており、**事業に必要な経費を料金収入で賄えていない状況**となっています。

水道事業の回収率 : **87.0%**

下水道事業の回収率 : **60.0%**

そのため、近年は上下水道ともに、収益的収支（一事業年度における企業の経営活動に伴う収支）において**損失（赤字）が生じている状況**となっています。

赤字が続くと**資金が不足する恐れがある**ほか、将来の建設改良のための財源が確保できなくなり、**老朽化した施設の更新ができなくなってしまう**。

(参考) 水道事業の経営状況 (収益的収支)

(千円)

区分		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
収益的収入	1. 営業収益	556,756	547,460	555,917	536,057
	うち使用料収入	527,606	530,166	537,183	527,616
	2. 営業外収益	110,428	144,290	69,164	69,280
	うち長期前受金戻入	11,407	22,925	14,825	14,903
	収入計	667,184	691,750	625,081	605,337
収益的支出	1. 営業費用	580,982	632,594	616,988	663,761
	うち減価償却費	231,259	234,798	235,322	238,709
	2. 営業外費用	32,159	32,734	24,416	22,873
	支出計	613,141	665,328	641,404	686,634
経常損益		54,043	26,422	△16,323	△81,297
特別損益		△3,319	△1,354	△962	△168
当年度純利益 (△は純損失)		50,724	25,068	△17,285	△81,465
繰越利益剰余金 (△は累積欠損金)		0	0	△10,172	△91,637

損失が続いている

(参考) 下水道事業の経営状況 (収益的収支)

(千円)

区分		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
収益的収入	1. 営業収益	326,405	329,397	337,935	329,627
	うち使用料収入	326,201	329,244	337,308	329,428
	2. 営業外収益	907,127	914,702	657,297	736,392
	うち長期前受金戻入	308,850	310,727	419,630	420,333
	収入計	1,233,532	1,244,099	995,232	1,066,019
収益的支出	1. 営業費用	1,203,949	1,181,125	1,165,064	1,186,929
	うち減価償却費	734,057	725,070	716,981	714,810
	2. 営業外費用	85,593	71,211	78,277	78,942
	支出計	1,289,542	1,252,336	1,243,341	1,265,871
経常損益		△56,010	△8,237	△248,109	△199,852
特別損益		△921	△678	489,617	△81
当年度純利益 (△は純損失)		△56,932	△8,913	241,508	△199,933
繰越利益剰余金 (△は累積欠損金)		△151,757	△160,671	80,836	△119,096

損失が
続いて
いる

1. 上下水道事業の現状について

経営状況について③

このような厳しい経営状況となっている要因として、次のような課題があります。

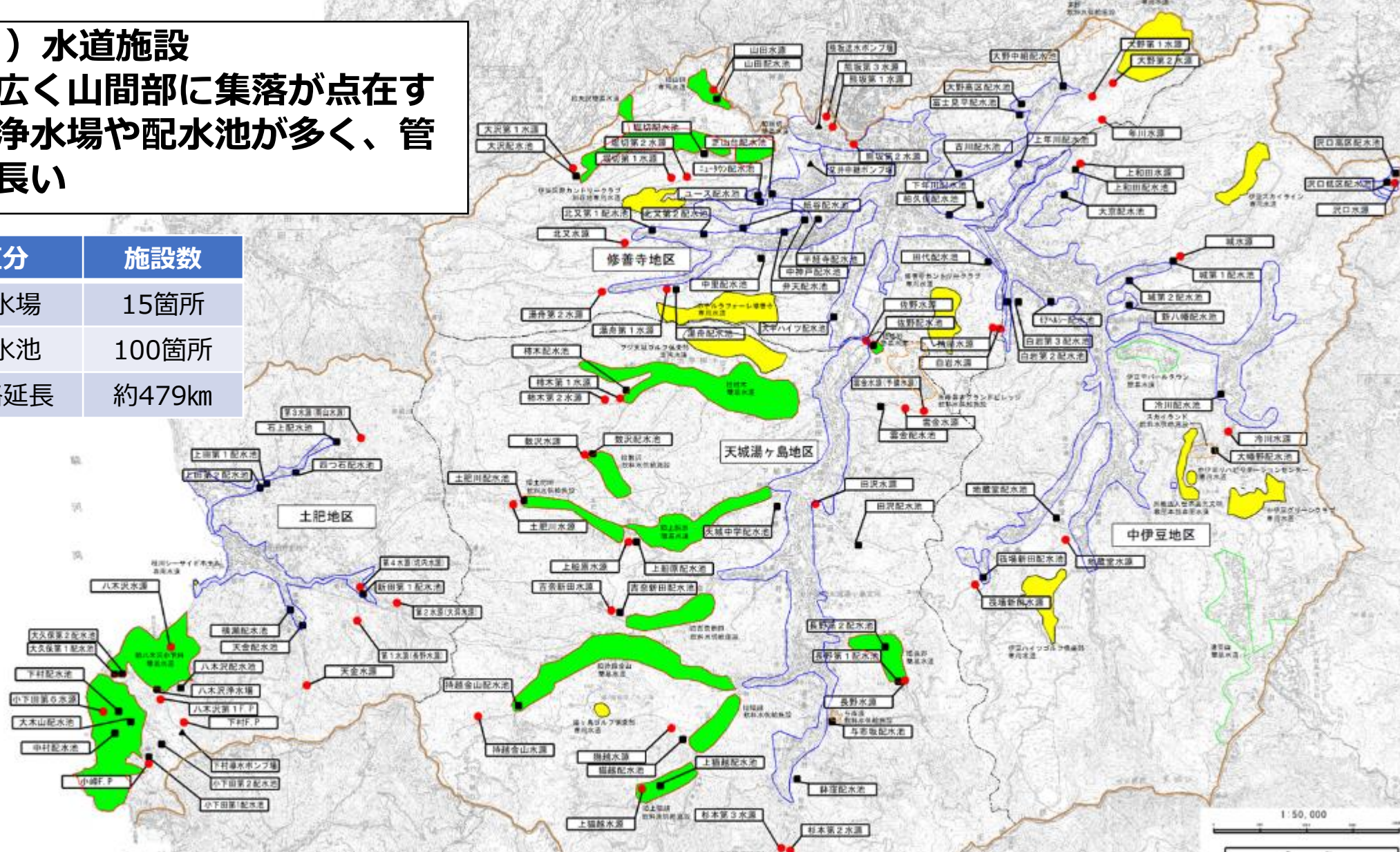
上下水道事業の課題

- ①山間地に集落が点在する地理的特性から**施設の数が多く、施設の維持管理に多くの費用を要している。**
- ②人口減少に伴い**料金収入が減少傾向**となっている。
(特に下水道事業は一般会計からの繰入金に頼っている)
- ③**動力費や物価等の高騰**に伴い経費が増加している。
- ④**施設の老朽化**に伴う更新費用が増加している。

（課題①）水道施設

市域が広く山間部に集落が点在するため、浄水場や配水池が多く、管路延長も長い

区分	施設数
浄水場	15箇所
配水池	100箇所
管路延長	約479km



・施設数は静岡県平均の約2.6倍

・1kmあたりの給水人口は静岡県平均を下回る(約42%)

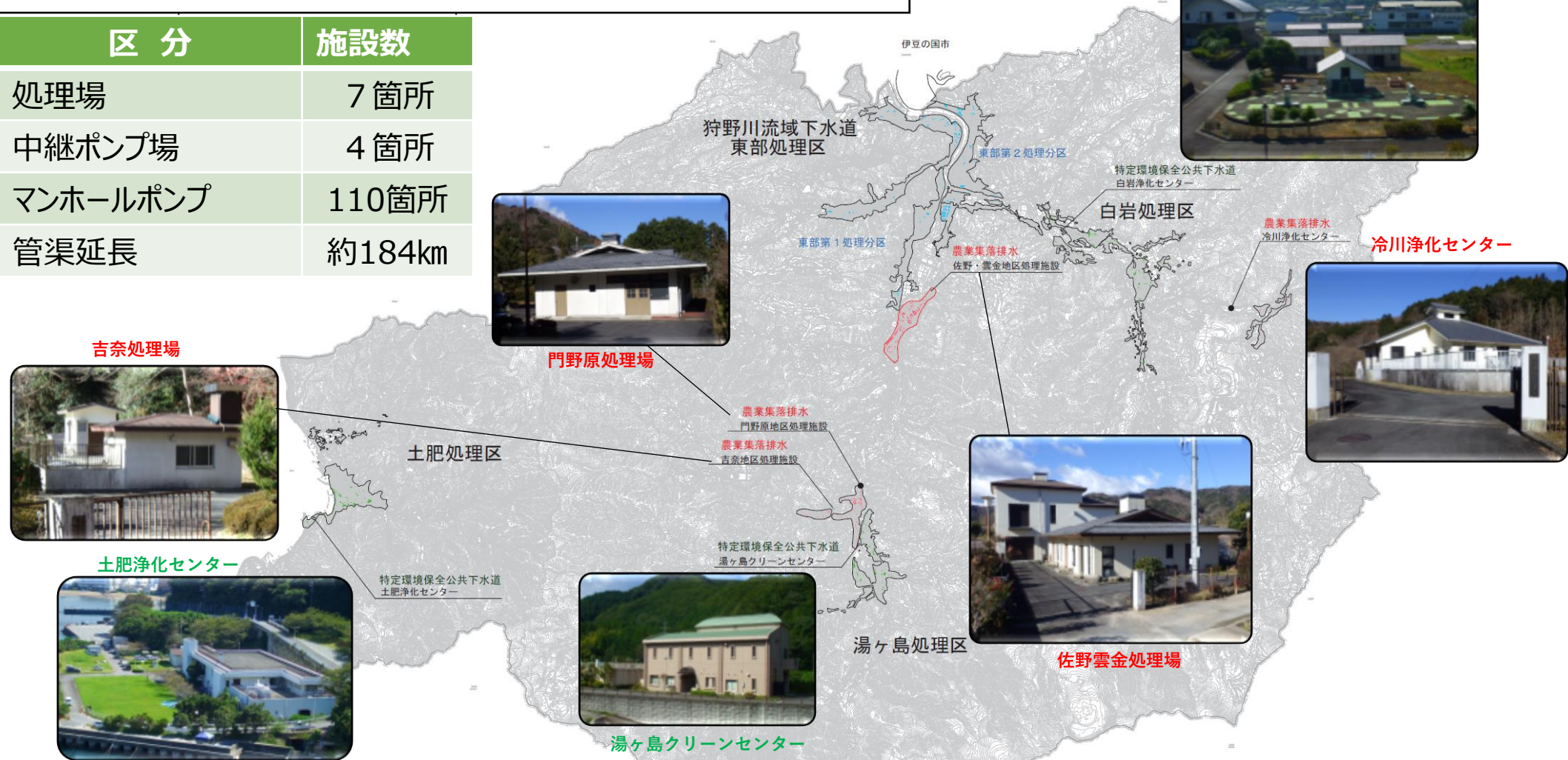


給水にかかるコスト高

（課題①）下水道施設

全域が下水道区域ではないものの、広域に点在するため、処理場やマンホールポンプを多く有しており、管渠延長も長い

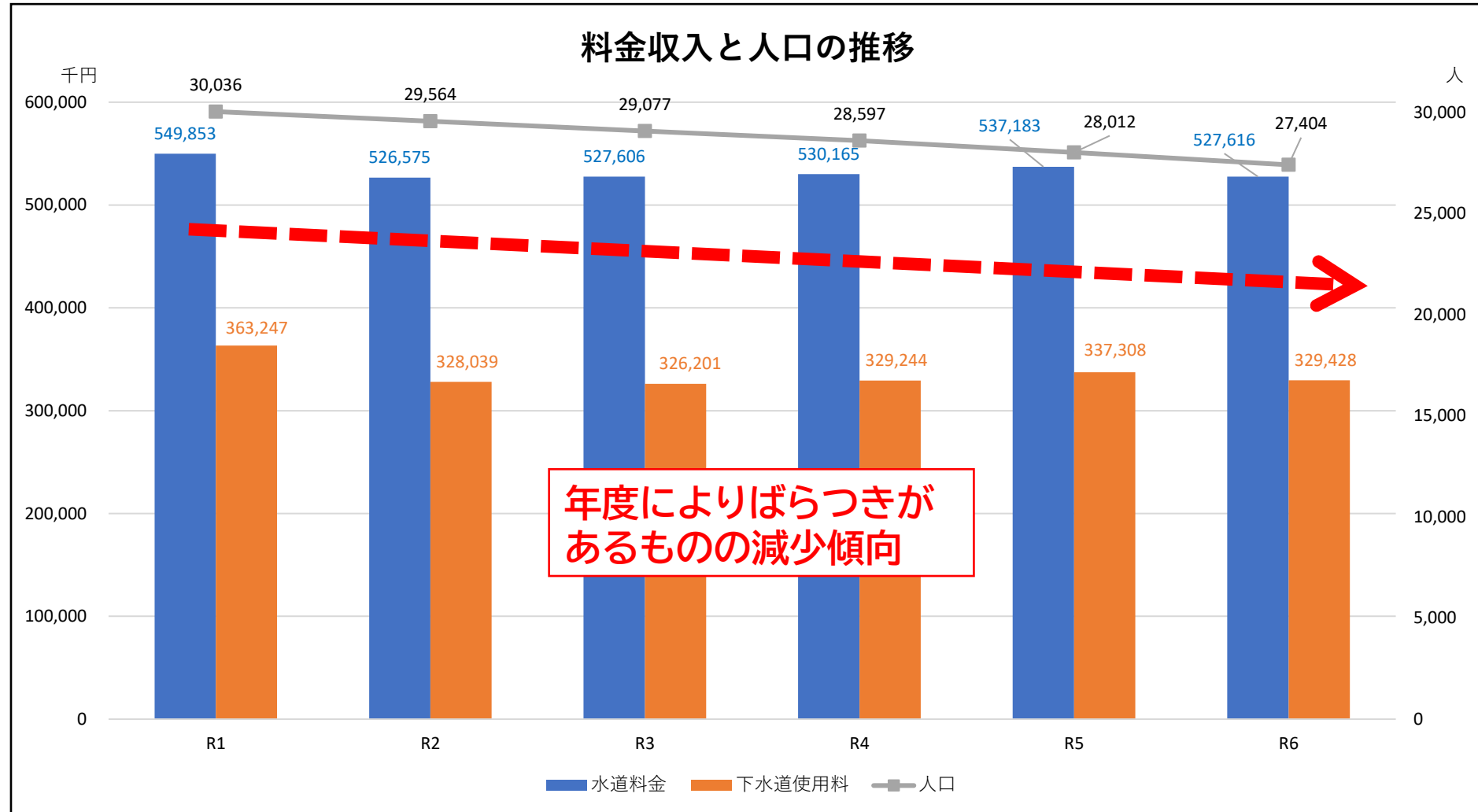
区 分	施設数
処理場	7 箇所
中継ポンプ場	4 箇所
マンホールポンプ	110箇所
管渠延長	約184km



- ・処理場数は静岡県平均の約2.4倍
- ・1kmあたりの処理人口は静岡県平均を下回る(約55%) ➡ 処理にかかるコスト高

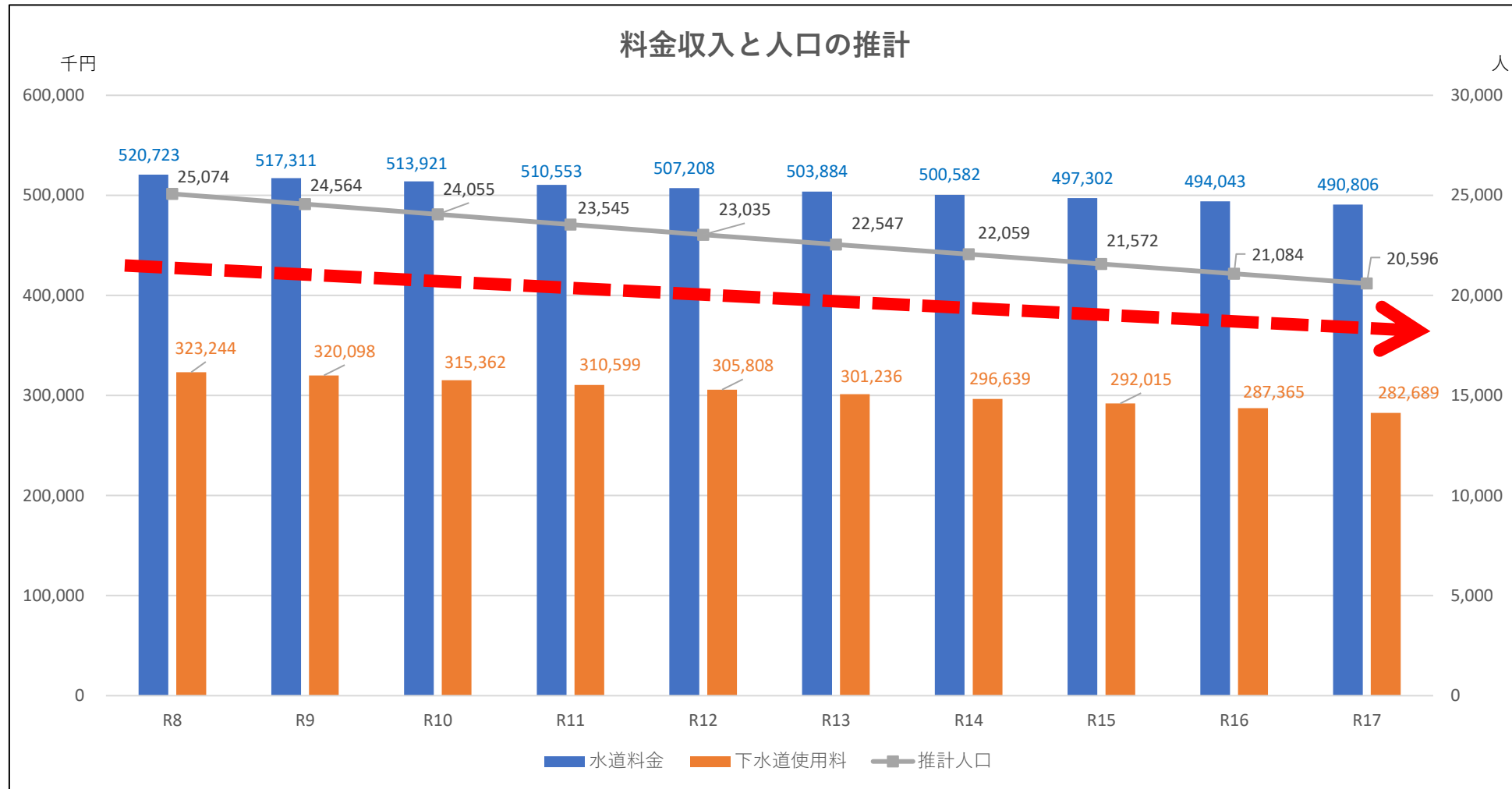
(課題②) 料金収入の減少 (実績)

人口減少に伴い料金収入が減少傾向となっている。



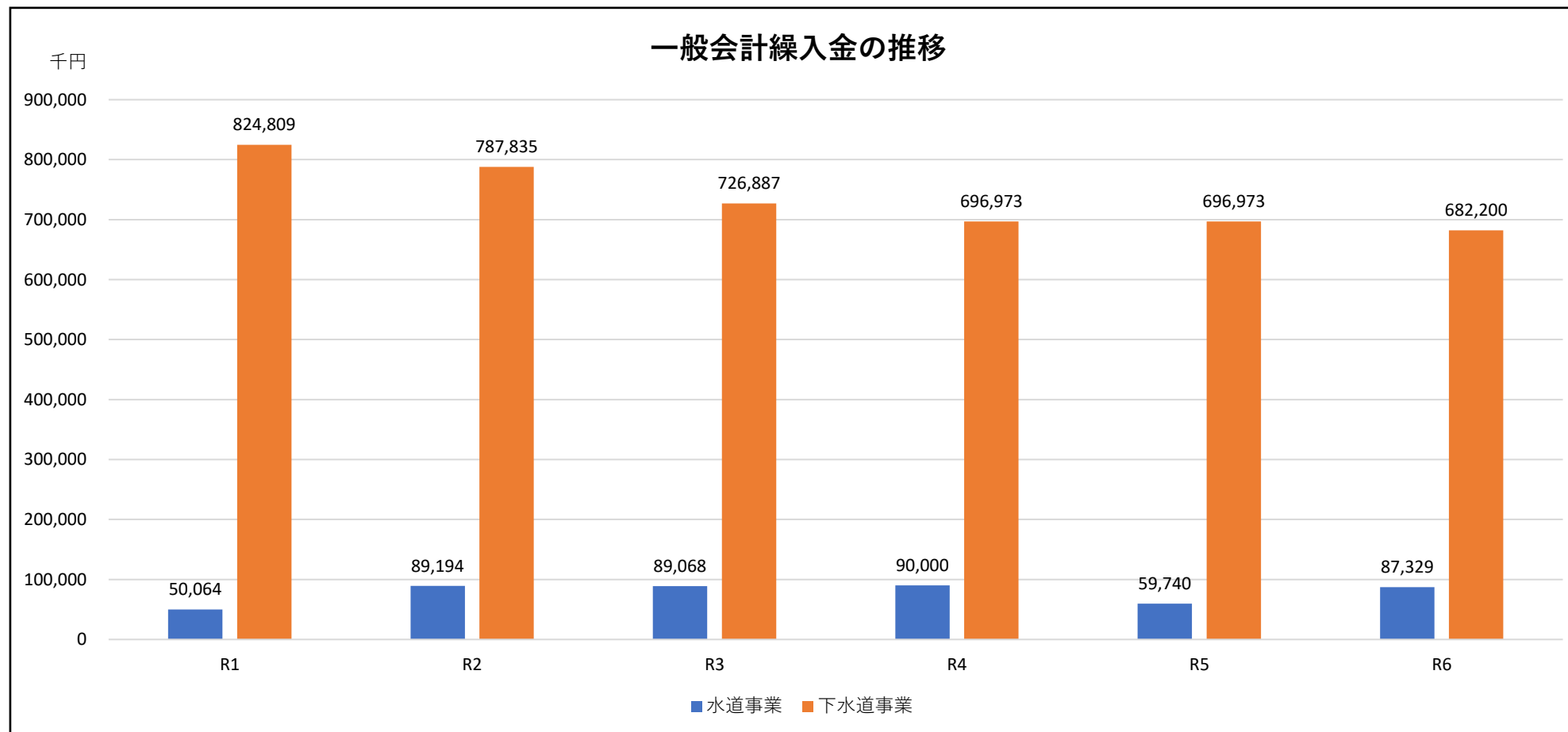
(課題②) 料金収入の減少 (将来推計)

将来的には人口減少に伴い有収水量が減少することで、更なる料金収入の減少が見込まれる。

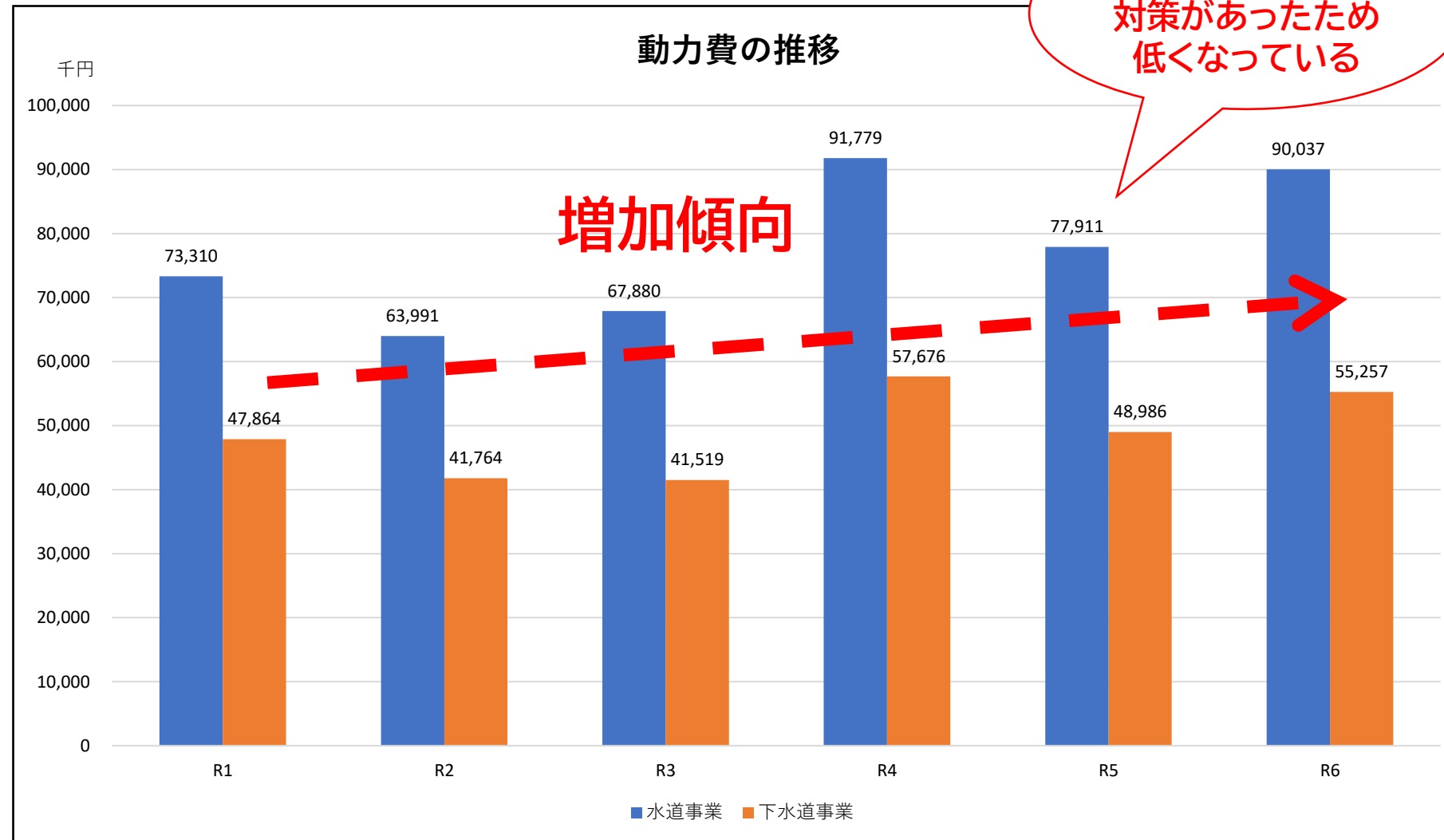


（課題②）一般会計からの繰入金

- ・ 上下水道事業ともに一般会計からの繰入金が生じている。
- ・ 特に下水道事業は、金額は減少傾向にあるものの繰入金に頼っている。



(課題③) 動力費の高騰 電気料の高騰に伴い動力費が増加している。



(課題③) 物価の高騰

- ・ 水道管や下水道管など資材の単価が高騰
- ・ 工事や委託に係る労務単価が高騰

●水道配水用ポリエチレン管 (100mm) 5 m/本 の単価

令和3年4月時点：16,600円 → 令和8年4月時点：20,000円

約1.2倍

●硬質ポリ塩化ビニル管 (150mm) 4 m/本 の単価

令和3年4月時点：3,690円 → 令和8年4月時点：6,420円

約1.7倍

●普通作業員の労務単価 1人/日

令和3年4月時点：21,400円 → 令和8年4月時点：26,600円

約1.25倍

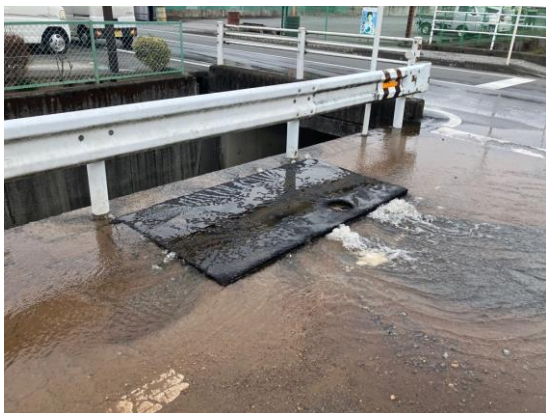
資材については、中東情勢の影響により更なる増加が見込まれる。

(課題④) 管路の老朽化

【水道事業】

1970年代～80年代以降に布設した
大量の水道管の更新時期が到来

耐用年数（40年）を超過した管が
現在**267km(56%)**
20年後には…**417km(87%)**に増加



漏水事故の写真



【下水道事業】

現状では、耐用年数50年を超過した管路は
少ないが、**今後大幅に増加**

耐用年数を超過した管が現在**5.5km(4%)**
20年後には…**80km(52%)**に増加



管渠カメラ調査の写真



(課題④) 施設の老朽化

【水道事業】

浄送配水施設の

老朽化が進行している

特に、冷川浄水場、清越浄水場、鉢窪浄水場、雲金浄水場は竣工から50年を超過している。



冷川浄水場(中伊豆)



清越浄水場(土肥)



鉢窪浄水場(天城湯ヶ島)



雲金浄水場(天城湯ヶ島)

【下水道事業】

処理場やマンホールポンプ場の

老朽化が進行している



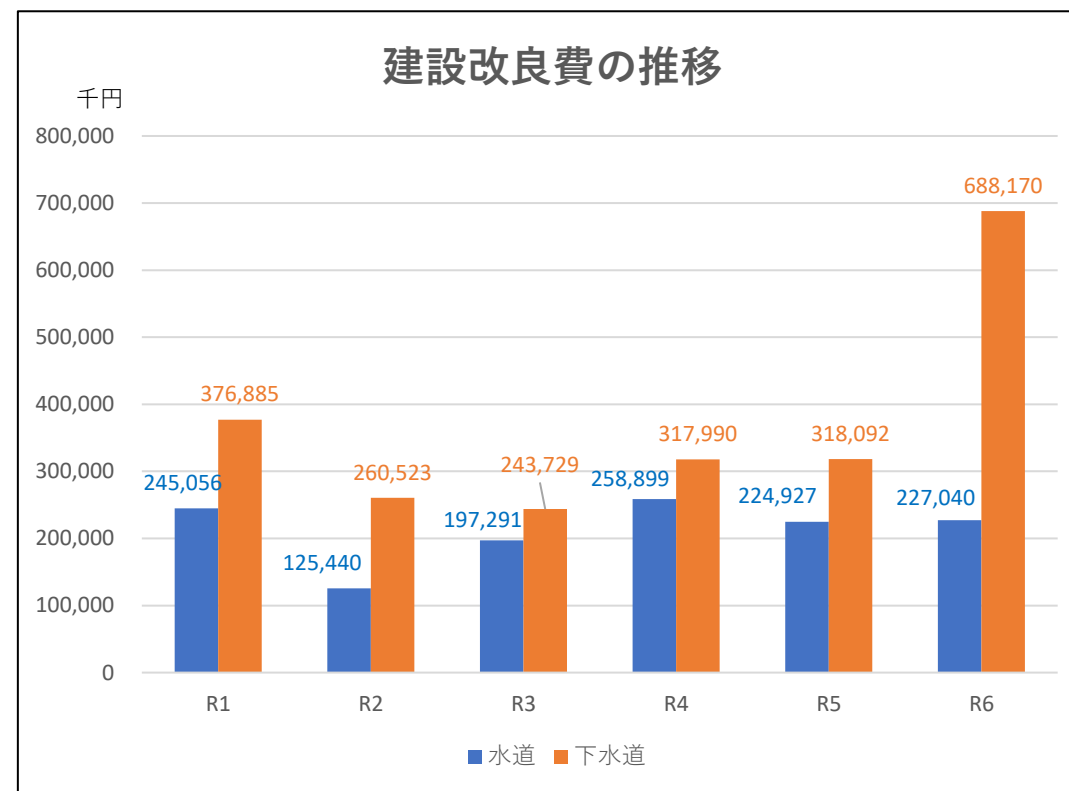
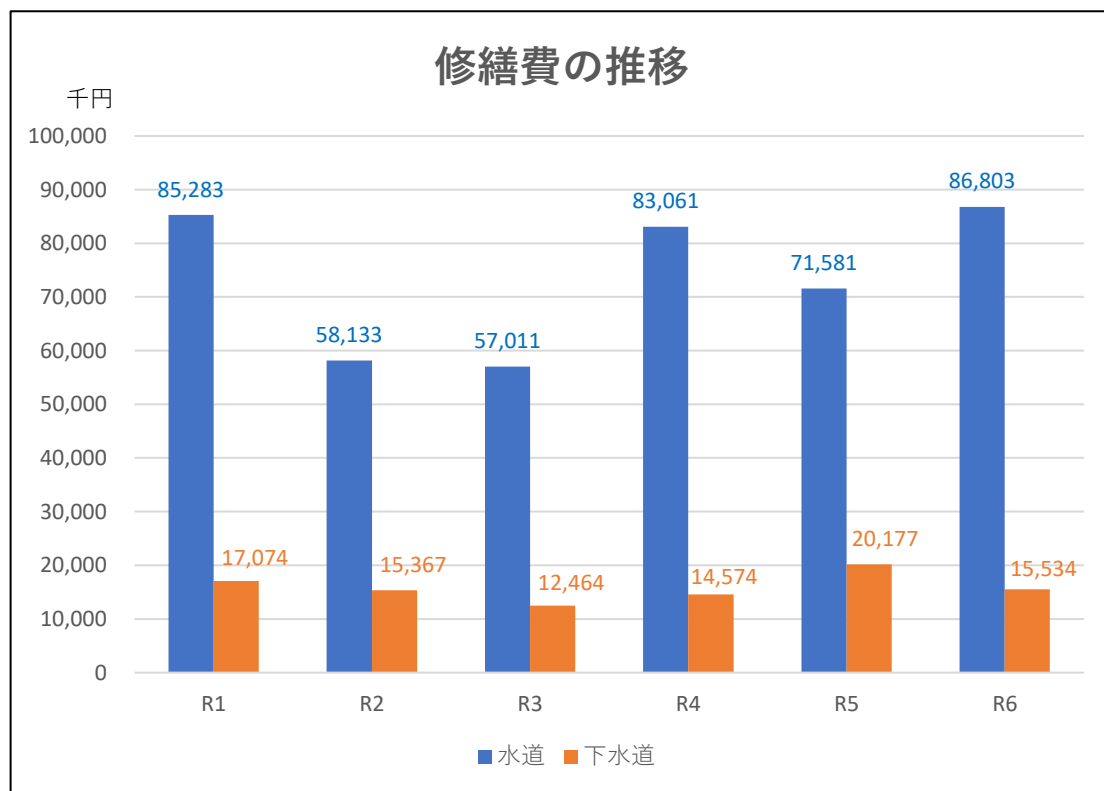
施設内配管の腐食
(湯ヶ島クリーンセンター)



腐食がひどい
設備やマンホール

（課題④）更新費用の増加

年度によってばらつきはあるものの、施設の老朽化に伴い、修繕費用や建設改良費が多く発生している。



1. 上下水道事業の現状について

まとめ

- 人口減少に伴い**料金収入が減少傾向**であり、一般会計からの繰入金に頼っている状況。
 - 支出の抑制を図っているものの、**物価等の高騰や老朽化に伴う更新需要の増加**により**支出は増加傾向**にある。
- ⇒水道事業、下水道事業ともに直近の決算において、収益的収支が**マイナス（赤字）**。将来の更新費用の財源が確保できない。
- ⇒使用料で賄うべき維持管理に係る費用が増加しており、**使用料で賄えていない**状況。



早急な料金の適正化が必要

【参考】料金を適切な時期や水準で改定しないと…

1. 経営収支の悪化

費用＞収入の状態が続き、収益的収支（損益計算書ベース）で赤字が慢性化する。人件費や維持管理費、電気代などのランニングコストを賄えず、減価償却費を充当できない状態になると、将来の施設更新の財源が失われる。

2. 資金不足による事業の停滞

資本的収支（更新・改築工事の財源）が不足し、老朽化施設の更新が遅れる。国庫補助金や企業債を受けても、自己負担分が用意できず工事を見送る事態に。資金不足は公営企業会計の資金残高に直結し、最悪の場合は一般会計からの繰入依存が増加する。

3. 老朽化・故障の頻発

施設更新が後回しになり、突発的な故障や事故のリスクが増大する。また、管路の老朽化による道路陥没も発生する可能性がある。緊急修繕の方が計画的更新よりコストが高くなり、結果的に経費が膨らむ「負のスパイラル」に陥る。

4. 一般会計への過度な依存

一般会計からの繰入金が増えると、教育・福祉・道路など他分野の予算を圧迫する。「受益者負担の原則」から外れ、住民間の負担の公平性が損なわれる。

5. 将来世代への負担先送り

今の利用者が負担すべきコストを将来世代が背負う形になる。大規模更新時に急激な使用料の値上げが必要となり、使用者負担が一気に跳ね上がる（例：数年で2倍近くになるケースも）。

6. 信用低下・監督指摘

経営指標が悪化すると、県や国から「経営健全化計画」の策定を求められることがある。最悪の場合、「公営企業の経営破綻に準じる状態」と見なされ、起債許可や補助金配分で不利になることも。

1. 上下水道事業の現状について

2. 上下水道料金の改定について

3. 今後のスケジュールについて

2. 上下水道料金の改定について

(1) 上下水道事業審議会について

- 令和7年10月に市内各種団体の代表者や上下水道利用者、有識者で構成される『上下水道事業審議会』に適正な上下水道料金のあり方について諮問。
- 令和7年10月から令和8年2月までに計4回の審議会を開催。
- 令和8年3月に市長に答申されました。

2. 上下水道料金の改定について

(2) 審議会の答申内容について

現行料金のままでは、使用料算定期間の今後5年間で、水道事業は約7億円、下水道事業は約11億円の不足が見込まれることから、早急な料金改定が必要。



料金改定率：水道料金**30%**、下水道料金**38%**が妥当。

改定時期：**令和8年10月から**

※経過措置として、検針時に10月より前の水量が含まれる場合は旧料金で請求する。

⇒10月より前から継続して上下水道を利用している方は、**令和9年1月請求以降の分から新料金が適用される。**

●経過措置のイメージ

請求月	R8.10月	R8.11月	R8.12月	R9.1月	R9.2月	R9.3月
修善寺地区	請求月 9月検針分	検針月 9月中旬 ～ 11月中旬使用分	請求月 11月検針分	検針月 11月中旬 ～ 1月中旬使用分	請求月 1月検針分	検針月 1月中旬 ～ 3月中旬使用分
	改定前料金 (11月検針分まで)			新料金 (1月検針分・2月請求から)		
中伊豆地区 天城地区 土肥地区	検針月 8月中旬 ～ 10月中旬使用分	請求月 10月検針分	検針月 10月中旬 ～ 12月中旬使用分	請求月 12月検針分	検針月 12月中旬 ～ 2月中旬使用分	請求月 2月検針分
	改定前料金 (10月検針分まで)		新料金 (12月検針分・1月請求から)			

(3) 改定による上下水道料金の変化

現行料金

(円)

区分	単価		2か月20㎡(月10㎡)				2か月30㎡(月15㎡)				2か月40㎡(月20㎡)				2か月60㎡(月30㎡)			
	基本料 (月額)	従量料金 (1㎡あたり)	基本料	従量料金	計		基本料	従量料金	計		基本料	従量料金	計		基本料	従量料金	計	
水道料金 (口径13mm)	655	97	1,310	1,940	3,250		1,310	2,910	4,220		1,310	3,880	5,190		1,310	5,820	7,130	
下水道使用料 (一般汚水)	352	118.8	704	2,376	3,080		704	3,564	4,268		704	4,752	5,456		704	7,128	7,832	
合計			2,014	4,316	6,330		2,014	6,474	8,488		2,014	8,632	10,646		2,014	12,948	14,962	



改定後

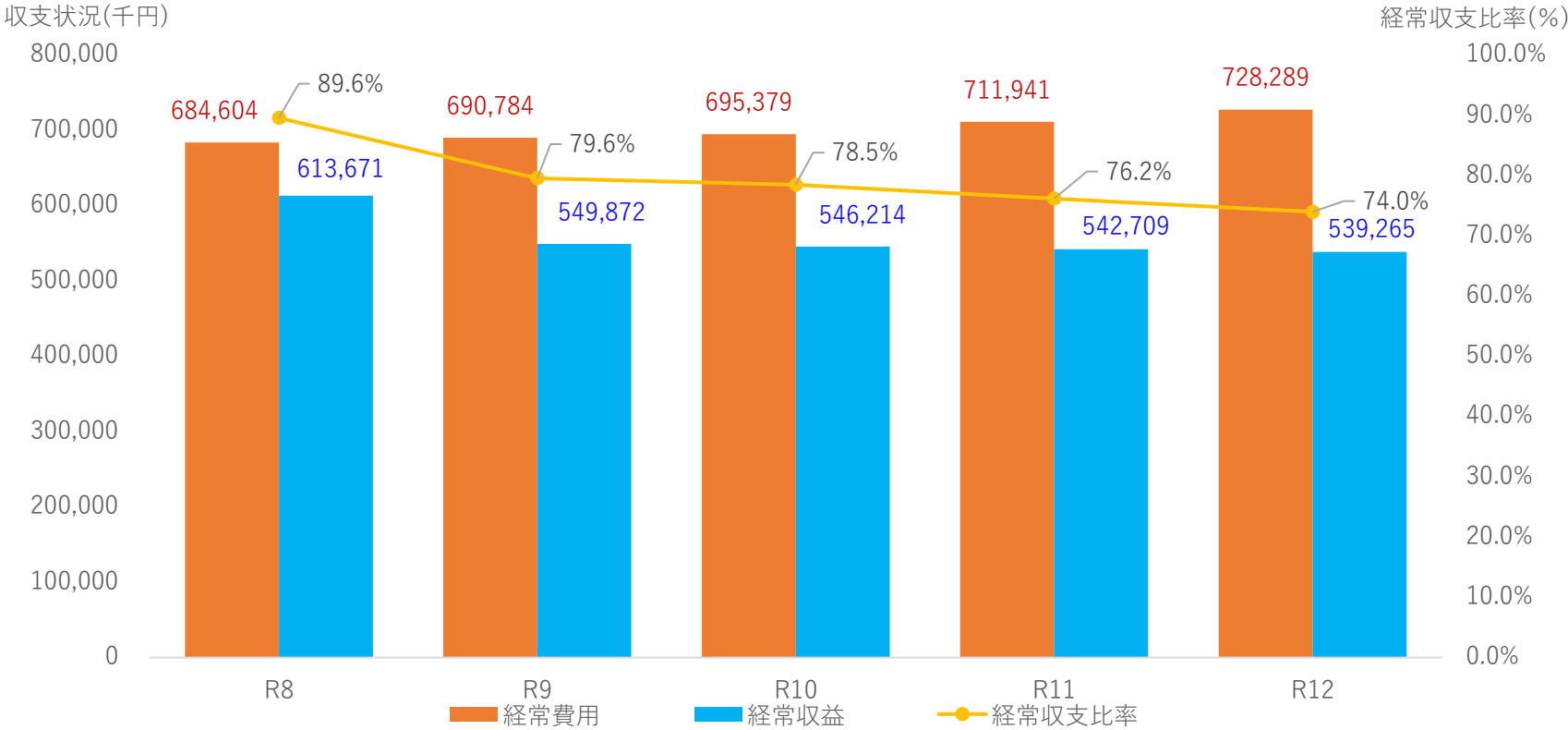
(円)

区分		単価		2か月20㎡(月10㎡)			現行との 差額	2か月30㎡(月15㎡)			現行との 差額	2か月40㎡(月20㎡)			現行との 差額	2か月60㎡(月30㎡)			現行との 差額
種別	改定率	基本料 (月額)	従量料金 (1㎡あたり)	基本料	従量料金	計		基本料	従量料金	計		基本料	従量料金	計		基本料	従量料金	計	
水道料金 (口径13mm)	30%	852	126	1,704	2,520	4,224	974	1,704	3,780	5,484	1,264	1,704	5,040	6,744	1,554	1,704	7,560	9,264	2,134
下水道使用料 (一般汚水)	38%	486	164	972	3,280	4,252	1,172	972	4,920	5,892	1,624	972	6,560	7,532	2,076	972	9,840	10,812	2,980
合計				2,676	5,800	8,476	2,146	2,676	8,700	11,376	2,888	2,676	11,600	14,276	3,630	2,676	17,400	20,076	5,114

(参考) 財政シミュレーション (水道事業) ①

料金の改定を行わなかった場合 (千円)

区分	R8	R9	R10	R11	R12	計
経常収益	613,671	549,872	546,214	542,709	539,265	2,791,731
経常費用	684,604	690,784	695,379	711,941	728,289	3,510,998
収益不足額	70,933	140,912	149,166	169,232	189,024	719,267
経常収支比率(%)	89.6%	79.6%	78.5%	76.2%	74.0%	79.5%
当年度純利益 (△は純損失)	△ 72,417	△ 142,412	△ 150,682	△ 170,766	△ 190,574	△ 726,851

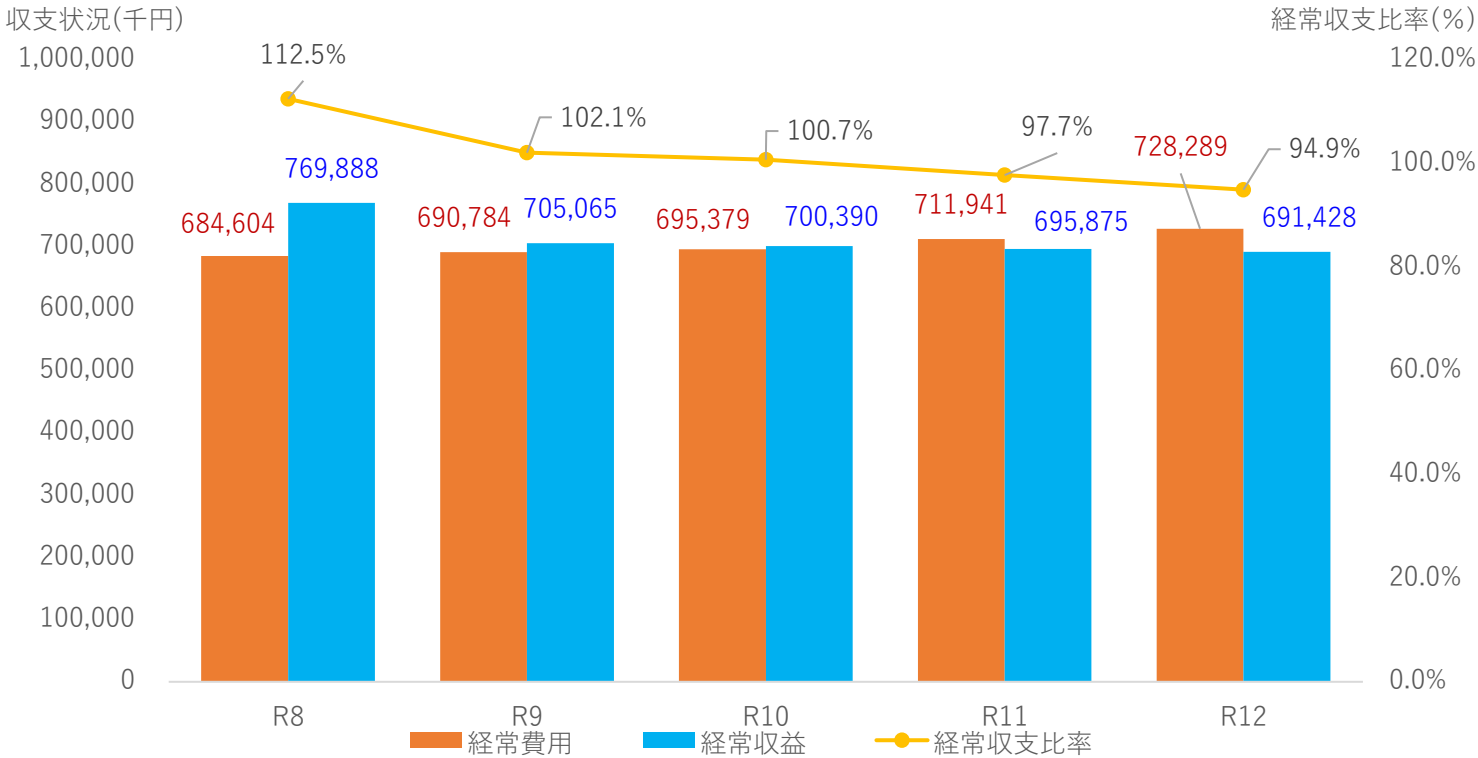


料金の改定を行わなかった場合、5年間で約7億円の不足が生じる見込み。

(参考) 財政シミュレーション (水道事業) ②

水道料金30%の改定を行った場合 (千円)

区分	R8	R9	R10	R11	R12	計
経常収益	769,888	705,065	700,390	695,875	691,428	3,562,645
経常費用	684,604	690,784	695,379	711,941	728,289	3,510,998
収益不足額	—	—	—	16,066	36,862	—
経常収支比率(%)	112.5%	102.1%	100.7%	97.7%	94.9%	101.5%
当年度純利益 (△は純損失)	83,800	12,782	3,494	△ 17,600	△ 38,412	44,064



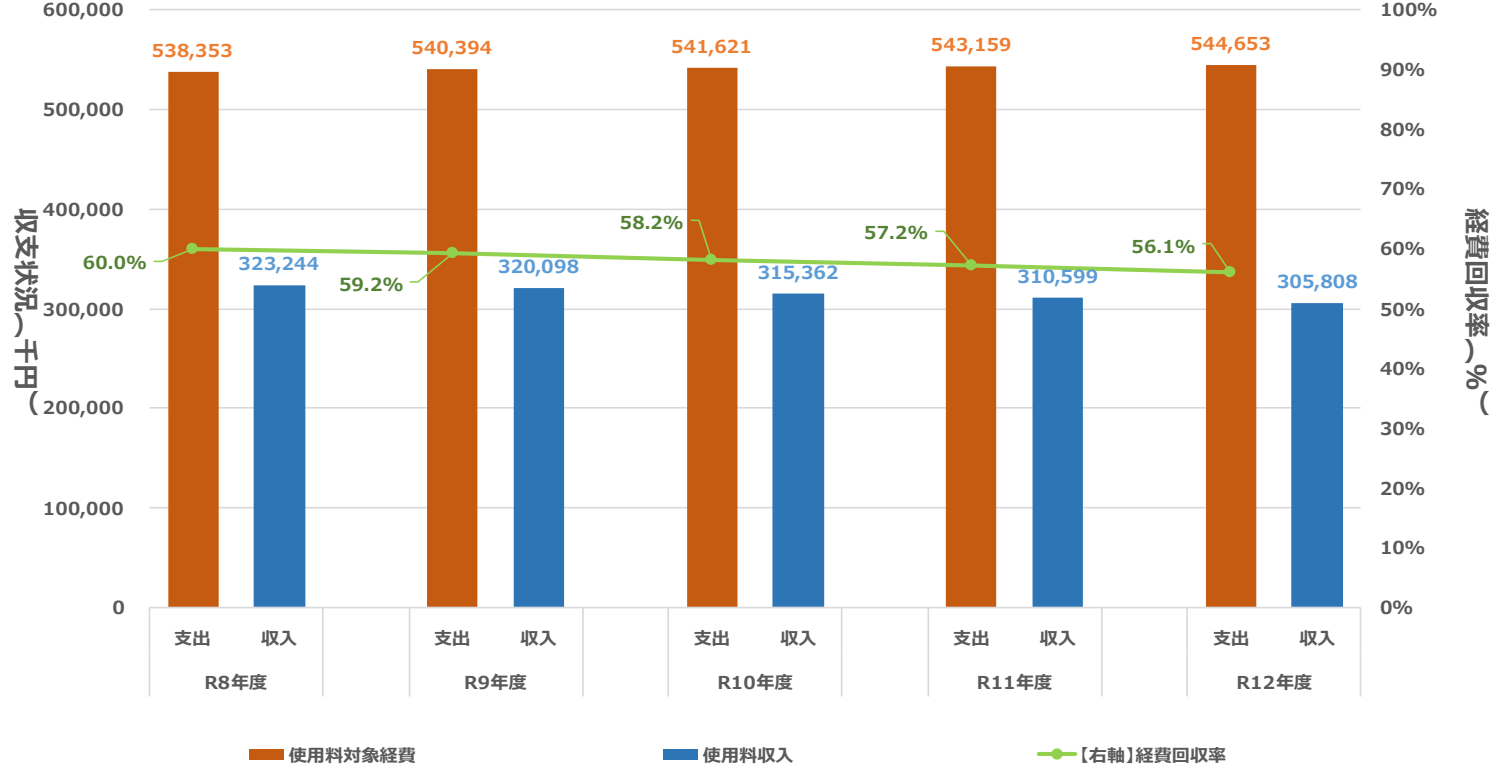
料金の見直しにより、5年間で約4千万円の利益が生じる見込み。

(参考) 財政シミュレーション (下水道事業) ①

使用料の改定を行わなかった場合

(千円)

区分	R8	R9	R10	R11	R12	計
使用料収入	323,244	320,098	315,362	310,599	305,808	1,575,111
使用料対象経費	538,353	540,394	541,621	543,159	544,653	2,708,180
使用料収入不足額	△215,109	△220,296	△226,256	△232,560	△238,845	△1,133,069
経費回収率(%)	60.0%	59.2%	58.2%	57.2%	56.1%	58.2%
当年度純利益 (△は純損失)	△29,539	△63,005	△97,551	△136,475	△166,854	△493,424



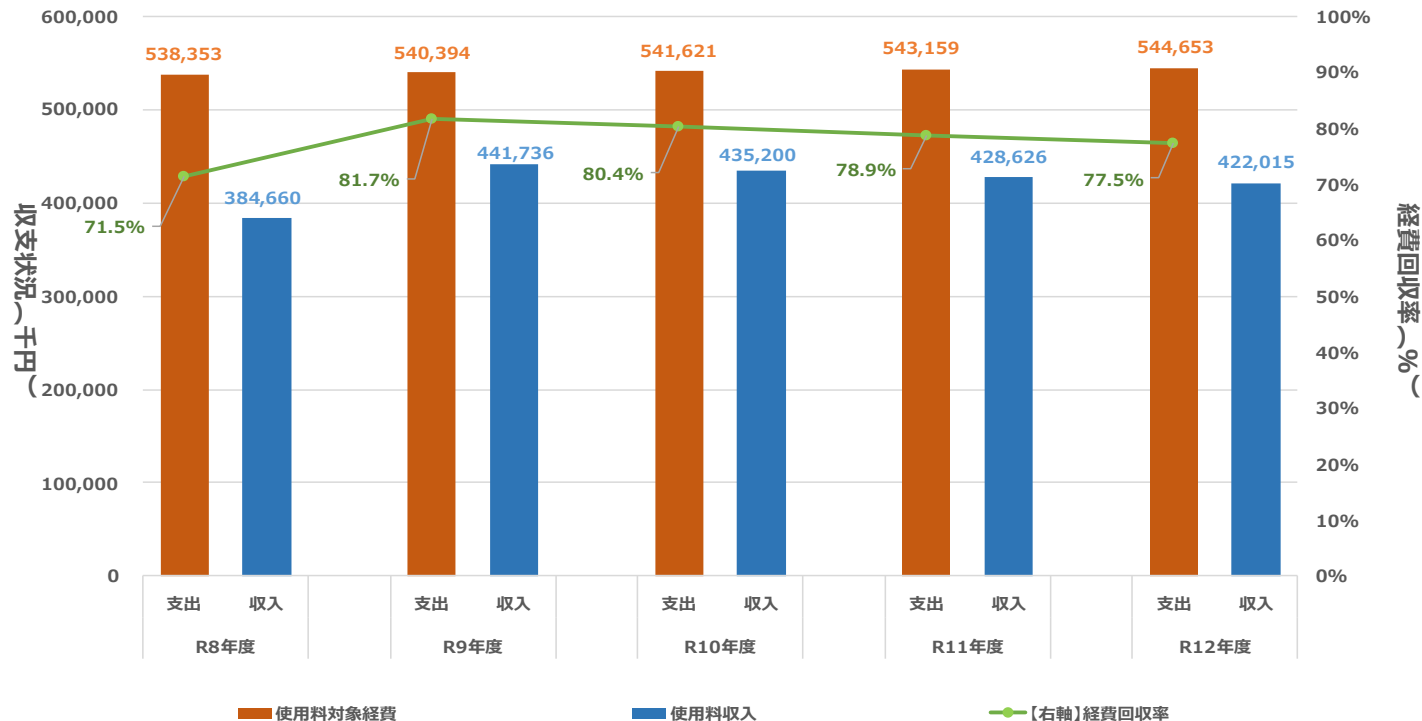
料金の改定を行わなかった場合、5年間で約11億円の不足が生じる見込み。

(参考) 財政シミュレーション (下水道事業) ②

下水道使用料38%の改定を行った場合

(千円)

区分	R8	R9	R10	R11	R12	計
使用料収入	384,660	441,736	435,200	428,626	422,015	2,112,237
使用料対象経費	538,353	540,394	541,621	543,159	544,653	2,708,180
使用料収入不足額	△153,693	△98,658	△106,421	△114,533	△122,638	△595,943
経費回収率(%)	71.5%	81.7%	80.4%	78.9%	77.5%	78.0%
当年度純利益 (△は純損失)	31,877	58,633	22,287	△18,447	△50,647	43,703



料金の見直しにより、5年間で約4千万円の利益が生じる見込み。

対象経費の推計方法

使用料算定期間における使用料対象経費は、以下のとおり推計を実施。

維持管理費

職員給与費	過去5年間（R2～R6）決算額平均値に直近10年間の人事院勧告「行政職俸給表（一）の平均年間給与」の増減率の平均値（1.09%）を乗じて算出
動力費	過去5年間（R2～R6）決算額平均値に直近10年間の総務省「消費者物価指数（エネルギー）」の増減率の平均値（1.34%）を乗じて算出
修繕費・材料費	過去5年間（R2～R6）決算額平均値に直近10年間の総務省「消費者物価指数（総合）」の増減率の平均値（1.11%）を乗じて算出
委託料	過去5年間（R2～R6）決算額平均値に直近10年間の国土交通省「設計業務委託等技術者単価（設計業務）」の増減率の平均値（3.53%）を乗じて算出
その他	過去5年間（R2～R6）決算額平均値に直近10年間の総務省「消費者物価指数（総合）」の増減率の平均値（1.11%）を乗じて算出

資本費

減価償却費	現有資産に係る予定額及び取得予定資産に係る推計額を計上（定額法、残存価額10%、償却限度額95%、耐用年数は土木・建築50年、建築設備・機械設備・電気設備15年）
資産減耗費	固定資産の除却に係る資産減耗費を計上（各年度の有形固定資産のうち、前年度の償却対象資産の帳簿原価*5%/50年（資産の大部分を占める管渠の法定耐用年数））
企業債利息	借り入れた企業債利息の予定額を計上

2. 上下水道料金の改定について

(3) 料金改定による改善効果

①経費回収率の向上

今後5年間の経費回収率の向上を図ることができます。

これにより、**経営状況を改善**するとともに、**更新事業の財源を確保**することができます。

- ・水道事業経費回収率 : 87.0% ➡ **約100%**
- ・下水道事業経費回収率 : 60.0% ➡ **約80%**

②適切な施設の更新

●水道事業

- ・老朽管の更新 : 毎年**約2 kmずつ更新**していきます
- ・浄送配水施設の更新 : **新田配水池や雲金浄水場**などの更新をはじめ、更新計画に基づき更新を行っていきます。

●下水道事業

- ・カメラによる管渠の調査を行い、劣化箇所の改修を行っていきます。
- ・**土肥浄化センターの耐津波・耐水化対策や沖の原ポンプ場の施設更新**を行っていきます。

水道施設の更新計画

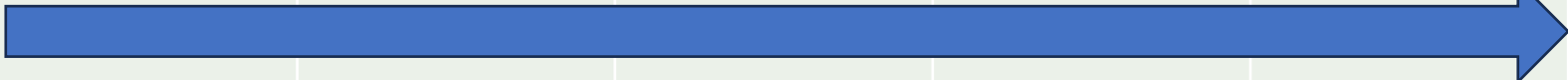
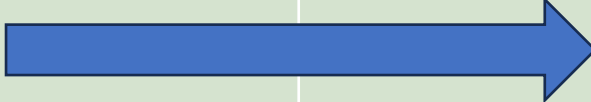
項目	R8	R9	R10	R11	R12
施設	・管網解析等業務 13,900千円	・新田配水池、 雲金浄水場設計 51,400千円	・新田配水池更新 395,500千円	・新田配水池送水管 ・雲金浄水場更新 562,400千円	・雲金浄水場更新 469,100千円
管路	・老朽管更新工事 200,000千円	・老朽管更新工事 200,000千円	・老朽管更新工事 200,000千円	・老朽管更新工事 200,000千円	・老朽管更新工事 200,000千円
合計 工事費	213,900千円	251,400千円	595,500千円	762,400千円	669,100千円

R8～R12の5年間で約25億円の工事を予定

項目	R13	R14	R15	R16	R17
施設	・雲金配水池更新 ・大平ハイツ配水池更新 ・雲金配水池送水管 951,800千円	・雲金配水池送水管 ・湯舟新水源取水施設 367,800千円	・湯舟新水源送水管 258,000千円	・熊坂、又井ポンプ更新 88,800千円	・中神戸ポンプ更新 ・鉢窪浄水場耐震補強 23,000千円
管路	・老朽管更新工事 200,000千円	・老朽管更新工事 200,000千円	・老朽管更新工事 200,000千円	・老朽管更新工事 200,000千円	・老朽管更新工事 200,000千円
合計 工事費	1,151,700千円	567,800千円	458,000千円	288,800千円	223,000千円

R13以降は、湯舟新水源取水施設の整備や熊坂、又井のポンプ更新などを予定

下水道施設の更新計画

予定工事	R8	R9	R10	R11	R12
白岩浄化センター耐震補強・水処理設備改築					
耐津波・耐水化対策 (土肥浄化センター・土肥中継ポンプ場)					
沖の原中継ポンプ場施設改築					
面整備					
管渠・マンホール蓋改修					

R8～R12の5年間で約27億円の工事を予定

また、R13以降は農業集落排水佐野・雲金処理区の流域下水道への接続工事
(約1億5千万円)を予定

1. 上下水道事業の現状について

2. 上下水道料金の改定について

3. 今後のスケジュールについて

3. 今後のスケジュールについて

- 上下水道事業審議会の答申を受け、6月議会に条例改正案を上程します。
- 6月議会にて条例改正案をお認めいただけた場合は、10月までに利用者の皆様への周知を行っていきます。

住民生活や公衆衛生に欠かすことのできない、上下水道事業を維持し、将来にわたり運営していくための見直しです。
ご理解よろしくお願いいたします。